

確定申告はもう目の前、早めの準備・集計を 来年(2026年分申告)から申告用紙に「控え」がなくなる？

確定申告の時期が近づきました。所得税申告はもちろん、消費税の申告をしなければならぬ場合は、早めに売上、仕入、経費を集計するなど、準備を進めましょう。

また、所得税申告には社会保険料や生命保険料の控除証明書等の準備が必要です。控除証明書には提出を必要とするものがあり、紛失した場合は再発行の手続きが必要となります。左記を参考に早めに準備しましょう。

1. 添付・提出の必要があるもの（個人によって異なります）

① 国民年金の控除証明書

国民年金保険料を支払っている方に、昨年10月末～11月初めにハガキで届いています。

② 公的年金等の源泉徴収票

公的年金を受け取っている方に、ハガキで1月中旬～下旬に届けられます。

③ 生命保険料（一般の生命保険・介護医療保険・個人年金）、地震保険料等の控除証明書

④ その他、必要に応じて

住宅借入金等特別控除を受ける場合は、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」と「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です。

2. 添付・提出する必要はないが、所得や控除の計算の際に必要となるもの

① 国民健康保険料の領収書

納めた分はすべて控除の対象となります。領収書等をもとに正確な金額を把握しましょう。

② 医療費の領収書またはハガキ等
年間医療費が合計10万円（所得金額が200万円未満の場合は、その5%）を超えた場合は控除の対象となります。同一生計家族の分も合算することができます。ただし、生命保険や高額医療費補助等によって補てんされた分は除きます。

③ 給与、企業年金等の源泉徴収票

④ その他、必要に応じて



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2026年
1月19日
第2270号

消費税を5%に減税し、インボイス制度は廃止を大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は廃止を

**国税庁 来年から申告用紙「控え」撤廃
印刷量も削減、電子申請への移行迫る**

国税庁は、全商連が昨年末に行った国税庁レクチャー（説明の聞き取り）において、「令和8年分の確定申告より、現在申告用紙に綴っている『控え』を印刷しない（申告用紙は提出用のみとする）」との方針を明らかにしました。そして、今回の申告においても、昨年と同様に「申告書控えに収受日付印を押印しない。（『申告書を受け付けた』と記した）リーフレットは発行する」としています。

申告用紙の控えが撤廃された場合、私たちは自らこれを作成・保有しなければなりません。提出した証拠も残りません。全商連はこれらの回答に対し、「納税者に手間と費用負担を押し付けることは納税者主権に反する」などと強く抗議し、撤回するよう求めました。

また、国税庁は、申告用紙の印刷を前年比4割削減するとしています。昨年プレブリントの用紙（国税庁が印刷した申告用紙）を利用した納税者には従来通り申告用紙を送付するとしていますが、漏れのないよう徹底してもらわなくてはなりません。

これらの施策は、電子申告への移行を迫るためのものです。あまりに強引であり、容認することは到底できません。長岡民商は断固反対します。

長岡各界連 1月の署名・宣伝行動

長岡民商が事務局を務める消費税をなくす長岡各界連絡会（長岡各界連）は消費税5%以下への減税、インボイス制度の即時廃止を求める月例の署名・宣伝行動を左記のように実施します。各界連行動に、ぜひご参加ください。

日時 1月23日（金） 12時15分～13時00分
場所 アオーレ長岡前歩道